居宅介護・重度訪問介護

重要事項説明書

当事業所は利用者に対して 、指定居宅介護、重度訪問介護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社むさし
代表者氏名	代表取締役　中島大作
所在地	佐賀県神埼郡吉野ケ里町大曲４９４１－１
電話番号	０９５２-２０-３８５２
設立年月日	令和６年５月２３日

2 サービス提供を担当する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	訪問介護 comme soi コムソワ
佐賀県指定事業所番号	居宅介護　重度訪問介護 ４１１０４０００９２
指定年月日	令和６年１０月１日
事業所所在地	佐賀県神埼郡吉野ケ里町吉田２１０４－７リバティハイツ３号室
連絡先	電話：0952-20-3852　FAX：0952-20-3853
通常の事業の実施地域	佐賀市、神埼市、吉野ケ里町、鳥栖市、みやき町、上峰町

（2）事業の目的および運営方針

事業の目的	株式会社むさしが開設する訪問介護 comme soi コムソワ（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護・指定重度訪問介護に係る障害福祉サービス（以下「指定居宅介護等」という。）に関し、人員、運営及び管理に関する事項を定め、障害者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、事業の適正な運営と適切な指定居宅介護等の提供を図ることを目的とする。

運営方針	１ 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。 ２ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ３ 地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 ４ 利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。 ５ 事業の実施にあたっては、前三項の他、関係法令等を遵守する。

（3）営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日 及び 営業時間	月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く。 午前８時から午後１７時
サービス提供日 及び サービス提供時間	月曜日から日曜日までとする。ただし、１２月３０日から１月２日までを除く ２４時間サービス対応可能な体制とする。

（4）事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 １名以上
サービス提供責任者	① 利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。 ② 居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。 ③ 利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	常勤職員 ２名以上

従業者	① 居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。 ② サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤職員 ３名以上

３サービスの主たる対象者について（該当する障害種別を記入）

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・難病患者等
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）

４提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

（１）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

（2）従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）

⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

（3）サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の１割を上限）を事業者にお支払いただきます。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額上限
身体介護	30 分未満	2,560 円	**256 円**
	30 分以上１時間未満	4,040 円	**404 円**
	１時間以上１時間 30 分未満	5,870 円	**587 円**
	１時間 30 分以上２時間未満	6,690 円	**669 円**
	２時間以上２時間 30 分未満	7,540 円	**754 円**
	２時間 30 分以上３時間未満	8,370 円	**837 円**
	３時間以上	9,210 円	**921 円**
	３時間以上30分増すごとに加算	830 円	**83 円**
通院等介助（身体介護を伴う場合）	30 分未満	2,560 円	**256 円**
	30 分以上１時間未満	4,040 円	**404 円**
	１時間以上１時間 30 分未満	5,870 円	**587 円**
	１時間 30 分以上２時間未満	6,690 円	**669 円**
	２時間以上２時間 30 分未満	7,540 円	**754 円**
	２時間 30 分以上３時間未満	8,370 円	**837 円**
	３時間以上	9,210 円	**921 円**
	３時間以上30分増すごとに加算	830 円	**83 円**
家事援助	30 分未満	1,050 円	**106 円**
	30 分以上 45 分未満	1,520 円	**153 円**
	45 分以上１時間未満	1,960 円	**197 円**
	１時間以上１時間 15 分未満	2,380 円	**239 円**

	１時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,740 円	**275 円**
	1 時間 30 分以上	3,090 円	**309 円**
	１時間 30 分以上 15 分増すごとに加算	350 円	**35 円**
通院等介助（身体介護を伴わない場合）	30 分未満	1,060 円	**106 円**
	30 分以上１時間未満	1,970 円	**197 円**
	１時間以上１時間 30 分未満	2,750 円	**275 円**
	１時間 30 分以上	3,450 円	**345 円**
	１時間 30 分以上 30 分増すごとに加算	690 円	**69 円**
重度訪問介護	１時間未満	1,860 円	**186 円**
	１時間以上１時間 30 分未満	2,770 円	**277 円**
	１時間 30 分以上２時間未満	3,690 円	**369 円**
	２時間以上２時間 30 分未満	4,610 円	**461 円**
	２時間 30 分以上３時間未満	5,530 円	**553 円**
	３時間以上３時間 30 分未満	6,440 円	**644 円**
	３時間 30 分以上４時間未満	7,360 円	**736 円**
	４時間以上８時間未満	8,210 円に 30 分増すごとに 850 円加算	**821 円に 30 分増すごとに 85 円加算**
	８時間以上 12 時間未満	14,970 円に 30 分増すごとに 850 円加算	**1,497 円に 30 分増すごとに 85 円加算**
	12 時間以上 16 時間未満	21,720 円に 30 分増すごとに 800 円加算	**2,172 円に 30 分増すごとに 80 円加算**
	16 時間以上 20 時間未満	28,180 円に 30 分増すごとに 860 円加算	**2,818 円に 30 分増すごとに 86 円加算**
	20 時間以上 24 時間未満	35,000 円に 30 分増すごとに 800 円加算	**3,500 円に 30 分増すごとに 80 円加算**

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内　　容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	**200 円**	１月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内　　容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	**150 円**	１月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内　　容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	1 回につき （1 月 2 回まで）

◆以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

内容	加算要件	加算額
福祉・介護職員等処遇改善加算）（Ⅰイ）	従来の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等加算を一本化した制度で、当月の訪問介護利用実績に加算する。	当月に算定した単位数の合計×44.6%
福祉・介護職員等処遇改善加算）（Ⅰロ）		当月に算定した単位数の合計×45.6%
福祉・介護職員等処遇改善加算）（Ⅱイ）		当月に算定した単位数の合計×43.1%
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）		当月に算定した単位数の合計×44.1%
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		当月に算定した単位数の合計×37.6%
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰイ）（重度訪問介護）	障害福祉サービスに従事する職員の賃金や職場環境の改善を促進する。	当月に算定した単位数の合計×37.2%
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（Ⅰロ）（重度訪問介護）		当月に算定した単位数の合計×38.2%
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（Ⅱイ）（重度訪問介護）		当月に算定した単位数の合計×35.7%
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（Ⅱロ）（重度訪問介護）		当月に算定した単位数の合計×36.7%
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（重度訪問介護）		当月に算定した単位数の合計×30.2%

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者２人で訪問した場合の費用は２人分となり、利用者負担額も２倍になります。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

（4）その他

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。
・サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費	利用者の別途負担となります。

（5）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料を頂きます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料を不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	０円
利用予定日の当日	１，０００円

５利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 15 日までに請求しますので、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)現金支払い(集金に伺います)

(イ)事業所指定口座への振り込み

佐賀銀行　神埼支店　普通口座　３１１９８４９　株式会社むさし
※振込手数料は、利用者様のご負担でお願いします。

お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

６サービスの提供にあたっての留意事項

（１）市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

（２）居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

（３）サービス提供に関わるお願い

下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承下さい。

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求
・物を投げつける
・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
・怒鳴る、奇声、大声を発する
・対象範囲外のサービスの強要
■セクシャルハラスメント
・介護従事者の体を触る、手を握る
・腕を引っ張り抱きしめる
・ヌード写真を見せる
・性的な話し、卑猥な言動をする　等
■その他
・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
・ストーカー行為　等

７虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　　野村静香

(2)成年後見制度の利用を支援します。

(3)苦情解決体制を整備しています。

(4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5)虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

８秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

９緊急時の応対方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

（１）利用者のかかりつけ医療機関

医療機関名		診　療　科	
所　在　地			
主　治　医		電 話 番 号	

（２）緊急連絡先

連絡先①	氏　　名：　　（氏名）続　柄： 所　在　地： 電 話 番 号：

１０事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

（１）損害保険会社名　東京海上日動火災保険株式会社

（２）損害保険の種類　超ビジネス保険（保険約款：事業活動包括保険普通保険約款）

（３）補償の概要　　賠償責任保険

１１サービス内容に関する苦情相談窓口

（１）当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者　　サービス提供責任者　中島ひより 苦情解決責任者　　管理者　　野村静香 受　　付　　日　　月曜日から土曜日。ただし、１２月２９日から１月３日までを除く 受　付　時　間　　午前８時から午後１７時 電　話　番　号　　０９５２-２０-３８５２

	ＦＡＸ番号　０９５２-２０-３８５３

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は佐賀県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

佐賀県庁 障害福祉課	所在地	佐賀県佐賀市城内１丁目 1-59
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。
	受付時間	午前８時３０分から午後１７時１５分
	電話番号	０９５２-２５-７０６４
	ＦＡＸ番号	０９５２-２５-７３０２
佐賀県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	佐賀県佐賀市鬼丸町 7-18
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前８時３０分から午後１７時１５分
	電話番号	０９５２-２３-２１５１
	ＦＡＸ番号	０９５２-２８-４９５０

令和　年　　月　　日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称：訪問介護 comme soi　コムソワ
管理者名：野村　静香
説明者名：

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：
利用者氏名：

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者住所：
代筆者氏名：
続柄：